

Title	<レズビアン・アイデンティティ>の可能性 : 日本におけるレズビアン研究の構築に向けて
Author(s)	堀江, 有里
Citation	大阪大学, 2007, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/47202">https://hdl.handle.net/11094/47202</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	ほり え ゆ り 堀 江 有 里
博士の専攻分野の名称	博 士 (人間科学)
学位記番号	第 20803 号
学位授与年月日	平成 19 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 人間科学研究科人間科学専攻
学位論文名	〈レズビアン・アイデンティティ〉の可能性—日本におけるレズビアン研究の構築に向けて—
論文審査委員	(主査) 教授 牟田 和恵 (副査) 教授 川端 亮 助教授 吉川 徹

## 論文内容の要旨

### 1. 本論の課題——日本におけるレズビアン研究の構築に向けて

本論は、日本におけるレズビアン研究の構築に向けて、ひとつの貢献を提示することを目的とする。1990年代に入り、日本においては、ゲイ男性当事者による研究が形成されはじめた。また、それに対して、ゲイという「アイデンティティ」を掲げた研究への批判や疑義が提示され、議論が生み出されてもいる。しかし、レズビアンの場合、個々の研究は生み出されはじめているものの、後述するような事情もあり、いまだ体系的な研究がなされているとは言い難い状況にある。そのような状況のなか、とりわけ、日本におけるレズビアン研究を、アクティヴィズムの言説と連動する方向性を模索することを、本論では試みとして提示する。

また、レズビアン研究が体系的に構築されているとは言い難い状況は、同時に、レズビアン・アクティヴィズムが、日本において社会運動のひとつとして認識されてこなかったという現象をも生み出してきた。本論は、日本におけるレズビアン・アクティヴィズムを描き出すことにより、既存の社会運動論/社会問題論に、あらたな事例とアプローチ方法を提示する試みでもある。

### 2. 「レズビアン」という位置性

これまで、フェミニズムは、社会が男性支配の言説によって構成される場であることを、また、ゲイ研究/アクティヴィズムは、同様に、異性愛主義のそれによって構成される場であることを指摘してきた。これらは、男/女、異性愛/同性愛という二項対立として指定される差異のあいだに、それまで認識されてこなかった権力関係があることを問題化する試みであった。しかし、「女」であり、「同性愛者」であるという二つの属性をもつ、レズビアン・位置は、多くの場合、とりこぼされてきた。このような状況は、社会のなかで、「レズビアン」という名づけを引き受ける当事者たちのあいだにネットワークを生み出す困難を生じさせることともなってきた。この困難は、言い換えれば、「レズビアン」のあいだに分断を生み出す側面をもあわせもってきたといえる。とりわけ、日本社会において、その分断された状況を架橋することは、レズビアン・アクティヴィズムにとって大きな課題である。そして同時に、その状況に対して、わたしたちがなしうることを思考しつづけることは、アカデミズムにとって、とりわけ社会で生きる人々の営為を描き出そうとする社会学にとっても、大きな課題である。

この課題を考察するにあたり、着目したい点は「誰が誰のために伝えようとするのか」という点である。キース・ヴィンセントは、かつて、レズビアン/ゲイ研究を「ゲイ&レズビアン」の『口』を成してゆく一つの壮大な詩的試み」と同時に、「政治的な『闘い』である」と位置づけた。異性愛主義という規範をもつ社会において、レズビアン/ゲイは、「自分たちのアイデンティティを作るために必要なアイデンティフィケーションをあらゆる面で阻害されてきている」。一方、「『異性愛者』のほうは、自分たちのアイデンティティもまたこのアイデンティフィケーションを通して出来上がっているのだという認識を意識の表面から追い払うことが出来るようになってきている」。レズビアン/ゲイと異性愛者のあいだにある、このような非対称性を問題の俎上に載せるため、レズビアンであるという筆者の「当事者性」を重要な要素として位置づける。

### 3. 「レズビアン」と「アイデンティティ」（第Ⅰ部）

レズビアンという位置を考察するにあたって、まずは「レズビアン」と「アイデンティティ」という二つのキーワードをめぐって理論的整理を行った（第Ⅰ部）。具体的には、とくに北米において1970年代以降、性的指向（sexual orientation）という概念が導入されることにより、レズビアン/ゲイという「アイデンティティ」を核として社会運動が生み出された経緯を概観した（第一章）。そこでは、法的・宗教的な規制、犯罪化、医療化への抵抗として、性的指向という概念を用いて「生まれながらではないにせよ、幼年期に確立されてしまう」ものであるという主張が行われることによって、同性愛者の社会運動を「人権」の問題として語る手法が見出された。しかし、このような運動を検討するなかで明らかになったことは、そもそも、ここで語られる「レズビアン」とは何か、という問題である。「レズビアン」とは、その関係性に性的なものを介在するのか否か、個人々人への名づけか関係性への名づけかなど、さまざまな要素を含み込み、定義を確定することが困難である。そのため、レズビアン研究において、「レズビアンとは誰か」という問いが生み出され、つねに、その定義についての議論がなされてきた。その背後には、レズビアンが「女」であることが横たわっており、とくに「女」の性的欲望の配置（性的「客体」として認識されてきたこと、性的欲望をもたないものとして把握されてきたこと、など）の問題が存在しているといえる。

そこで、「女」の性的欲望の配置、そのなかでのレズビアンの位置を検討するために、異性愛者としての生活からレズビアンに「なる」という〈経験〉をもつ人々や、レズビアンに対する異性愛女性たちのまなざしを考察した（第二章）。その結果、明らかになったことはつぎの二点である。まず、①同性愛/異性愛という二項対立で語られるカテゴリーのあいだには、明確な境界線が存在しないという点である。そこには、異性愛体制に存在するほころびを見出すことができた。しかし、ほころびが存在しつつも、②実際には、その境界線は、異性愛主義という規範によって措定されつつけている。異性愛者として生活する女性たちのなかで、婚姻関係のなかで男性との関係性にあきらめを感じつつも、しかし、その状態に留まりつつけるという現状がある。この二点から、レズビアンという位置をめぐって両義性が存在することが明らかになった。

さらに、この両義性のうち、とくに、異性愛主義という規範が強固に存在することを検討するために、レズビアン/ゲイがその規範への抵抗として遂行してきた、「カミングアウト」という社会的行為を考察した（第三章）。レズビアンの「カミングアウト」は、①受け取られ損ねて無化されるという側面と、②語り手の提示する言説から乖離して、受け手の解釈から誤認される側面という、二つの側面が存在することが明らかになった。とりわけ、後者については、異性愛者男性による異性愛者男性のためのポルノグラフィのカテゴリーの枠組みのなかで、形成されてきた解釈が大きく影響している。このような無化や誤認を回避するためには、シェイン・フェランの提示する「(ピ) カミング・アウト」という概念を用いて、〈レズビアン・アイデンティティ〉を、暫定的に引き受け、多様な像を提示することの必要性を確認することができた。

### 4. 日本社会と「レズビアン存在」（第Ⅱ部）

第Ⅰ部での理論的整理を前提として、つぎに、日本における〈レズビアン・コミュニティ〉の状況を概観した（第Ⅱ部）。まず、1970年代より、レズビアンをキーワードとして集まるコミュニティが日本において形成されてきた様子を具体的に記述した（第四章）。1980年代終盤からは、ゲイ男性とともに、レズビアンたちが協働作業を展開する経緯を生み出した（「エイズ予防法案」への反対運動や「府中青年の家」の同性愛者団体への宿泊拒否事件を背

景に起こされた訴訟など)。これらの運動を検討するなかで、「同じ同性愛者」でありながらも、そこにジェンダーの差異が横たわっているがゆえに齟齬が起ることも明らかとなった(第五章)。そこで生じたのは、レズビアンが「女」であるがゆえに抱え込まれる、ある種の脆弱性である。それらの反省をも踏まえつつ、2000年代以降、レズビアンたちは、パレードや映画祭など、いわゆる文化運動へと多く集まる傾向を生み出すに至る。そこでは、「集団カミングアウト」(クレア・マリイ)という行為が生まれることとなる。集団として「レズビアン」という名づけを提示することは、それまでに、個々人がレズビアンという名づけを引き受けることによってスティグマを負うリスクを回避する可能性を見出すことができた。

また、レズビアンたちが発信した運動のみならず、日本社会において、どのように性的少数者がまなざされているかを考察するために、昨今の人権施策の状況や、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(2003年成立、2004年施行)を検討した。そこから浮かび上がってきたのは、日本の国家が許容する性的少数者の像である。そこに存在するのは、男/女という性別二元論を前提とする異性間の「対」関係が「家族」を形成するという、国家による規範の形成と維持である。日本政府は、性的少数者のあいだに存在する利害関係を利用しつつ、法制化というプロセスを生み出したため、そこに同時に生じた分断を、いかに架橋していくかという課題をも提示することとなった。

## 5. キリスト教における「レズビアン存在」(第Ⅲ部)

さらに第Ⅲ部では、異性愛主義という規範への抵抗可能性を検討するため、日本基督教団という宗教集団における「同性愛者差別事件」(1998年)に対する異議申し立て/抵抗運動を事例として取り上げた(第七章)。この「事件」において、排除の対象となったのは、ゲイ男性であったが、それを問題化したのは、異性愛者の女性たちとレズビアンであった。その運動を詳細に考察することで、彼女らは、排除の論理において顕在化した異性愛主義を問題化するという手法を採用したこと、そして、その背後に存在したのは、性差別と同性愛者差別との共通点を見出したためであるという運動形成の動因を見出すことができた(第八章)。このような運動は、同性愛者に対する排除の問題を、ただ同性愛者を〈主体〉とした運動に求めるだけでなく、共通の利害関係を見出すことによって、異性愛主義という規範を問題化するという、あらたな社会運動のあり方として把握することができる。

また、この事例を検討することにより、差別問題についてのアプローチ方法についても検討することができた。具体的には、〈排除〉に対する〈包摂〉という方法がもつ陥穽を描き出すことである(第九章)。とりわけ、北米のプロテスタント教会においては、同性愛者の排除に対して、「同性愛者をも(異性愛者と同様に)受け入れる」という〈包摂〉の論理が提示されることが多く存在した。しかし、この手法は、異性愛者を基盤とするという点では、排除の論理に横たわっている異性愛主義を問題化することが困難である。日本基督教団において、排除の論理に対して、異議申し立てを行った女性たちの抵抗運動は、そのような北米の教会の手法を採用しようとした〈包摂〉の論理に対しても、抵抗運動を展開することとなった。このような点は、事例として取り上げた日本基督教団という集団のみならず、ひろく、差別問題を考える上で、多くの示唆を与えるものでもある。

## 6. 結論——〈レズビアン・アイデンティティ〉の可能性

これらの考察をとおして、浮かび上がってきたのは、〈レズビアン・アイデンティティ〉を措定することや提示することの困難さであり、同時に可能性である。そもそも、「レズビアン」という用語が定義の不確定性を含みうるものである以上、〈レズビアン・アイデンティティ〉とは、つねに暫定的に引き受けられる名づけでしかない。その名づけを引き受けることは、つねに「異性愛者である」ことを要請しつつける社会に対する抵抗手段でもありうる。名づけを引き受ける「レズビアン」は、それぞれが多様な存在であることを、本論では提示することができた。そして、まさに、その多様性が提示されることによって、異性愛主義の社会のなかで、レズビアンに付与されるスティグマ(その多くは、先述したポルノグラフィにおけるイメージである)を引き剥がしていく可能性をもつものでもあることが、本論で検討してきたことである。

かつて語られたレズビアンたちの言説が抹消されていくなかで、それらを掘り起こし、さらにあらたなレズビアン言説を提示していくこと——その作業が、結果的に、異性愛主義の諸現象を描き出し、そこに生じるほころびや裂け目を見出すものでもあるのだ。冒頭にも述べたとおり、本論のもっとも大きな目的は、日本におけるレズビアン研

究とアクティヴィズムの言説とを連動させる方向性を模索することであった。その点を、本論を貫く軸として措定することによって、異性愛主義の諸現象が「レズビアン」という名づけを引き受ける〈主体〉を形成する状況を、本論では詳細に考察してきた。このような考察をとおして明らかとなったことは、また、〈レズビアン・アイデンティティ〉を（とおして）記述するという行為が、レズビアンの〈生〉を基盤とした社会運動と、それらの営為を記述する理論という二つの車輪を同時に結び付ける可能性へと開かれたものでもあるということ強調しておきたい。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、レズビアン・スタディズと称される研究領域に属する研究である。欧米ではレズビアン・スタディズは、ゲイ・スタディズと並んで 1980 年代以来発展し、学会や大学での専門講座が設けられるに至っているが、日本では認知の程度はまだ低い。そのような状況の中で本論文は、申請者がレズビアンとして十年以上にわたり活動してきた実践を、フェミニズムやアイデンティティ・差別に関わる研究と関連させることで、日本におけるレズビアン・スタディズの学としての構築をめざそうとするものである。

本論文は第一に、日本社会においてレズビアンであること、レズビアンとして生きることは何を意味するのかを理論的に検討している。逸脱者として差別を受ける側面と同時に、女性であることによって女性同士で性的関係をもっているという意味を無化され存在を抹消されがちな側面のある、レズビアン存在の両義性を考察し、そこから「異性愛主義」という社会規範を問うている。さらに、レズビアンにとっての「カミングアウト」という社会的行為、すなわち「同性愛者である」ことを公言することのポリティクスを検討することから、「アイデンティティ」概念を発展的に探究している。

第二には、これまで日本ではほとんど省みられてこなかったレズビアンの社会運動を、歴史と具体的な事例とに基づいて、その意義と意味を明らかにしている。具体的には、宗教教団内での差別に反対する運動の事例から異性愛女性とレズビアン女性との連帯のロジックと可能性を探り、また、2000 年頃以降映画祭やパレードといった形で展開されるようになった若手レズビアンの運動からは、それが反グローバリズムの運動等に現れているような、新しい社会運動の形態と共通するものであることを論じている。

第三に、レズビアン、ゲイ、トランスセクシュアルなど、いわゆる性的マイノリティがおかれた現状を分析することで、日本において性的マイノリティのあいだに格差の問題が新たに生じつつあることを明らかにしている。性同一性障害特例法などに見られる最近の法改正や社会的認識の変化は、差別されてきた者への権利の回復に資する面はありえても、異性愛主義と性別二元論の強化につながりかねないことを指摘している。

本論文は、このように「レズビアン」に焦点を当てながら、そこから広い射程で性と差別をめぐる問題を探究したもので、冒頭に述べたようにレズビアン・スタディズが研究領域として確立されていない日本で、その嚆矢となる研究となっている。また、研究の方法論としても、理論的アプローチと並んで、自らの参画した運動を素材とする実証的アプローチが採られているが、当事者としての立場を積極的に生かすスタンスによって有効な社会学的分析を行なうことに成功している。

以上のことから、本論文は博士（人間科学）の学位授与にふさわしいものと判定する。